

## Q & A

### 消滅時効に関する民法の改正とカルテの保存について

Q.

当院は、最近になって電子カルテを導入したので、まだ紙カルテが多く残っています。カルテを保存する期間については、顧問弁護士から「法令上のカルテ保存期間よりも消滅時効期間の方が長いので、患者側から損害賠償を請求されたときに対応できるよう、消滅時効までの10年間はカルテを保存しておいた方が良い」との説明を受けています。

しかし、今般、民法が改正されて消滅時効期間が変わると聞きました。この改正に伴い、カルテを保存しておいた方が良い期間も変わるのでしょうか。

A.

患者や患者の遺族等から医療過誤があったと訴えられた場合、カルテがないと対応に非常に苦慮します。カルテがないと、正当な医療行為であったと証拠に基づいて主張立証していくことが困難になるからです。したがって、患者や患者遺族等から医療過誤の訴えが起こされる可能性がある期間は、カルテを廃棄せず保存しておくことが望ましいといえます。

民法には、一定の期間、権利を行使しないことで権利が消滅し得ることになる「消滅時効」が定められています。そのため、医療過誤による患者側の権利が時効により消滅するまでの期間、カルテを保存しておくことが考えられます。

ここで、患者側が医療過誤があったと損害賠償請求をする場合、民法に当てはめると、①診療契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権という構成と②不法行為に基づく損害賠償請求権という構成の2種類の法律的構成をとることが可能です。前者は、契約上の義務が果たされなかったことで発生する損害賠償請求権であり、後者は、事故の発生を予見して回避すべき義務が果たされなかったことで発生する損害賠償請求権です。医療に関しては、前者後者のいずれにしても、医療者は患者の危険を防ぐため臨床上求められる最善の注意を尽くすべきとされており、基本的に義務の内容に違いはありません。

そして、改正前の民法では、①債務不履行に基づく損害賠償請求権は、権利を行使できる時から10年間権利行使をしないと時効により消滅するとされ、②不法行為に基づく損害賠償請求権は、被害者等が損害および加害者を知った時から3年間権利行使をしないと時効に

より消滅するとされていました。

これに対し、民法が改正されたことによって、2020年4月1日以降に権利が発生した場合（同日以降に事故が起きた場合と考えて差し支えないと思います）は、ケースにより消滅時効期間が異なることになりました。具体的には以下のように定められています。

① 債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間について

次のいずれかに該当すると消滅時効期間が満了したことになります。

- (1) 債権者（患者側）が権利を行使することができることを知った時から5年間 行使しないとき〔166条1項1号〕
- (2) 権利を行使することができる時から20年間行使しないとき〔166条1項2号・167条〕

② 不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間について

次のいずれかに該当すると消滅時効期間が満了したことになります。

- (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から5年間行使しないとき〔724条1号・724条の2〕
- (2) 不法行為の時から20年間行使しないとき〔724条2号〕

このように、債務不履行と不法行為のいずれについても、「5年」という時効期間と「20年」という時効期間が設けられました。

以上を踏まえて、例として3つのケースを想定し、各ケースが改正民法施行後に発生した場合の消滅時効期間を検討してみます。

（医療過誤によって患者が死亡したケース）

患者が死亡した時点で損害の内容が確定し、かつ、患者側が権利を行使することが可能になるため、患者死亡から5年間権利行使がなければ消滅時効にかかります。

（医療過誤によって患者が意識不明となり他院に転送されたところ、2年後に患者の意識が回復し、自らが医療過誤により傷害を負ったことを知ったケース）

患者が意識を回復し、自らが医療過誤により傷害を負ったことを知った時点から患者側が権利を行使することが可能といえるため、医療過誤から2年+5年=7年間権利行使がなければ消滅時効にかかることとなります。

(手術中にガーゼ等の異物が体内に残置されてしまい、手術から18年が経過して初めて異物が発見されたケース)

異物が発見され、患者側が権利を行使することができることを知った時から5年間(18年+5年=23年間)よりも、医療過誤から20年間の方が先に到来しますので、20年間の消滅時効期間となります。

このように、具体的ケースにより消滅時効期間は大きく異なり得ます。最低でも5年間は保存しておくべきでしょうが、それ以上に何年間カルテを保存しておいた方が良いと考えるかは意見が分かれるところです。20年保存とすれば確実性が高まりますが、上記の異物残置の例のように20年の消滅時効期間となるケースは極めて稀でしょうから、これまでと同様に10年間カルテを保存しておくことにするのが現実的ではないかと思えます。

#### 【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [電子カルテ導入の道しるべ & 標準化の現状\\*\\*](#)
- ・ [Vol.41 これでよいのか、保険診療におけるカルテの保存期間 電子カルテになっても残る問題\\*\\*\\*](#)
- ・ [No.63 120年ぶりの民法改正で医療業界、スポーツ業界がどう変わるか\\*\\*\\*](#)

「\*」は判例に対する各文献の関連度を示す。